

平成 28 年度 第 2 回 庄内町総合教育会議

日時／平成 2 9 年 1 月 1 2 日（木）午後 1 時 30 分

場所／庄内町役場本庁舎 2 階第一会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）社会教育施設等の課題について

（2）その他

4 閉 会

平成 28 年度 第 2 回 庄内町総合教育会議

●構成員

職 名	氏 名
庄内町長	原 田 眞 樹
庄内町教育長	菅 原 正 志
庄内町教育委員会委員	今 野 悦 次
庄内町教育委員会委員	池 田 智 栄
庄内町教育委員会委員	阿 部 弓 子
庄内町教育委員会委員	加 藤 將 展

●出席を要した職員

職 名	氏 名
総務課長	樋 渡 満

●事務局

職 名	氏 名
教育課長	海 藤 誠
社会教育課長	本 間 俊 一
社会教育課長補佐	小 林 重 和
社会教育課主査 兼文化スポーツ推進係長	阿 良 佳 代 子
社会教育課主査兼図書館係長	佐 藤 晃 子
教育課主査兼教育総務係長	海 藤 博

図書館整備に関する検討資料

1 経 過

- (1) 図書館は、東北管内の図書館ではトップクラスの利用に対応し、それまで中央公民館別館に併設されていた図書館に代えて昭和 54 年に建設された。その後合併に伴い現狩川公民館内に設置の旧立川町図書室を分館として加え、現在に至っている。

名称	庄内町立図書館
所在地	庄内町余目字三人谷地 59-1
地目・面積	図書用地：1,500.05 m ²
施工・築年数	昭和 54 年 5 月…築 37 年（平成 28 年度現在）、総工費 98,670 千円
構造・床面積	鉄筋コンクリート、(屋根)長尺鉄板、二階建 633.92 m ²

- (2) 内藤秀因水彩画記念館は、本町が生んだ日本水彩画界の巨匠内藤秀因画伯の遺族から昭和 62 年に寄贈された遺作 2387 点を図書館に保存していたが、水彩画は傷みやすく保存が難しいことから、図書館側に余目町絵画収蔵館として平成 4 年に建設され、出入口は図書館と一緒に渡廊下で繋がっている。合併に伴い庄内町内藤秀因水彩画記念館と名称を改め、現在に至っている。

名称	庄内町内藤秀因水彩画記念館
所在地	庄内町余目字三人谷地 58-1
地目・面積	水彩画記念館用地：1497.00 m ²
施工・築年数	平成 4 年 8 月…築 21 年（平成 28 年度現在）総工費 103,000 千円
構造・床面積	木造及び鉄筋コンクリート、(屋根)長尺鉄板、二階建 434.37 m ²

2 利用状況について

(1) 図書館

図書館は、一般の利用については、これまでの高頻度ユーザーが高齢化し利用が減少している一方、新規ユーザーの獲得は極めて困難な状況にあり、総体的に減少が著しい。児童・生徒の利用については、「庄内町子ども読書活動推進計画」の策定や「学校支援地域本部事業」の導入により学校図書館が充実した反面、町立図書館の利用は減少している。更に最近では、本の貸出し・返却以外を目的とした利用に加えて、滞在型の図書館としての機能が求められているが、施設面で対応できていないことが大変危惧される状況にある。

施設環境の抜本的な改善、社会ニーズに合った新たなサービス展開、職員体制の充実が喫緊の課題でとなっている。

○ 図書館の利用状況

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
入館者数(本館)	74,598	75,323	74,996	69,047	64,612	64,062	62,877	58,921
図書貸出(本館)	84,185	93,740	88,934	81,925	73,535	73,740	65,423	67,361
図書貸出(分館)	3,940	3,677	3,659	4,901	5,092	4,315	4,894	5,252
図書貸出計	88,125	97,417	92,593	86,826	78,627	78,055	70,317	72,613

【図書館利用の推移（H20-27 年度）は、P4「資料 1」を参照】

(2) 内藤秀因水彩画記念館

記念館は、平成 21 年度の嘱託学芸員制度導入を契機に、それまでの収蔵品展に加えて、町民ギャラリー的に活用した特別展を展開している。その結果、内藤画伯の作品鑑賞を目的とした方以外の誘客にもつながり、収蔵品展との相乗効果がみられる。

一方、本来収蔵庫としての機能がメインであるため、展示環境としては不備な部分が極めて多く、展示内容がかなり制限される現状にある。

今後は、庄内町独自のスタイルとして、図書館機能、美術館機能の連携や、両館の相乗効果が期待できる運営が求められる。

○ 内藤秀因水彩画記念館の利用状況

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
入館者数	1,706	3,582	4,601	4,856	4,526	6,283	4,016	4,606

3 耐震診断の結果について

図書館は、平成 28 年に「2001 年改定版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（財団法人日本建築防災協会発行）に基づく耐震診断を実施した。その結果は次のとおりであり、補強の必要はないとの診断結果となっている。

耐震診断実施	平成 28 年 10 月			
請 負 業 者	ブレンスタッフ株式会社			
診 断 結 果	耐震性能は、次のとおりであり、桁行方向・張間方向ともに「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」と診断され、補強の必要はない。			
	区 分	1 階	2 階	基準値
	X 方向（桁行方向）の I_s 値	1.100	1.206	0.70
	Y 方向（張間方向）の I_s 値	0.941	0.989	0.70

4 図書館整備に関する現状について

(1) 上記の耐震診断の実施とともに、増築又は改築の概要に関する検討を依頼する上で、図書館整備に関する基本的な考え方として、どのような図書館を目指すものが必要となることから、教育課施設係・図書館・社会教育課による内部検討を行い、別紙のとおり「図書館整備基本構想（案）」を作成した。

(2) 上記の「図書館整備基本構想（案）」について、11 月 30 日開催の図書館協議会に示し、来年 2 月開催までに意見を聞くこととする。

【図書館整備基本構想（案）は、P5「資料 2」を参照】

(3) 耐震診断を実施したブレンスタッフ㈱に、図書館の「実施可能な増築に関する概要」及び「改築の場合の概要」の検討を依頼し、12 月 26 日にその検討結果（概要の図面及び概算工事費）が提出されている。

5 今後の方向性について

- (1) 設計業者の「実施可能な増築に関する概要」及び「改築の場合の概要」等に基づき、教育委員会内部、町長、教育委員、図書館協議会等において協議のうえ、「増築」又は「改築」の方向性及び時期の検討とともに、その具体的な進め方について検討を進める必要がある。
- (2) 平成 32 年度までに取り組む場合は、工事の時期については、役場新庁舎建設時期との調整を要する。また、
 - ① 改築の場合は、図書館協議会、パブリックコメント等における十分な検討期間を要するものと考えられる。
 - ② 増築の場合でも、平成 30 年度の新庁舎建設との同時施工は、避けるべきものと考えられる。
 - ③ 仮設図書館の設置を伴う場合は、その場所の検討、蔵書、書架の移動等があり、相当の検討期間及び工期が必要と見込まれる。
 - ④ 議会との調整等を考慮する必要がある。

○参考 庄内町役場本庁舎等整備基本計画（平成 28 年 6 月現在）の予定

本庁舎等	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
設計	基本設計	実施設計			
新庁舎建設				★共用開始	
旧庁舎解体					
西庁舎改修					
車庫・外構等					

○参考 平成 32 年度までに取り組む場合の例

図書館整備		図書館協議会 等で細部検討	基本設計	実施設計・ 移設	(解体) 工事	★
-------	--	------------------	------	-------------	---------	---

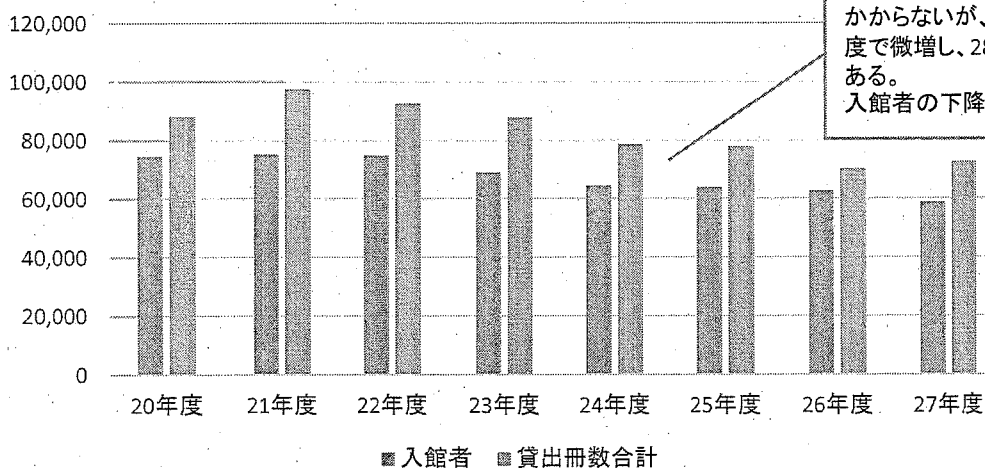
★=供用開始

資料1

図書館利用の推移 (H20-27年度)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
入館者	74,598	75,323	74,996	69,047	64,612	64,062	62,877	58,921
貸出冊数合計	88,125	97,417	92,593	87,796	78,721	78,055	70,317	72,687
(うち本館)	84,185	93,740	88,934	82,894	73,629	73,740	65,423	67,435
(うち分館)	3,940	3,677	3,659	4,902	5,092	4,315	4,894	5,252

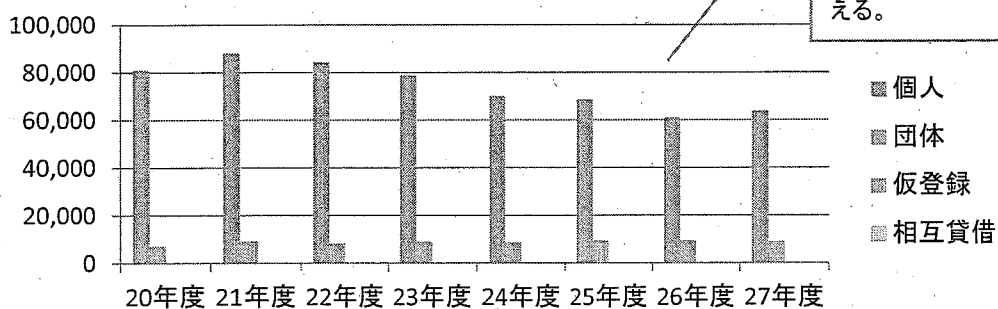
庄内町立図書館 利用状況



【貸出資格別】

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
個人	81,008	88,177	84,315	78,787	70,085	68,581	60,903	63,651
団体	7,029	9,125	8,178	8,934	8,542	9,412	9,340	8,957
仮登録	0	0	0	0	26	0	0	5
相互貸借	88	115	100	75	68	62	74	74
貸出し合計	88,125	97,417	92,593	87,796	78,721	78,055	70,317	72,687

利用資格別貸出冊数



資料 2

庄内町立図書館整備基本構想（案）

平成 28 年

庄内町立図書館

目 次

はじめに

1 庄内町立図書館の現状と課題

2 新図書館の基本的な考え方

新図書館の基本コンセプト設定の理由

基本コンセプト

3 新図書館の施設設備に関する基本的な考え方

(1) 立地について

(2) 建設の考え方

(3) 機能配置の考え方

(4) 各部屋の特徴

4 新図書館の運営に関する基本的な考え方

(1) 運営のあり方

(2) 内藤秀因水彩画記念館との関わり（併設型）

(3) 職員体制について

5 新図書館構想報告までの経過

はじめに

高度情報化や国際化、人口の少子高齢化の進展など、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。第2次庄内町総合計画では、「人と自然が輝き合う日本一住みやすいまち 庄内町 ー未来へつなぐ笑顔と誇りー」として、自然とこの町に住む人たちを大切にしたい、輝きのある自立したまちづくりをすすめています。そのまちづくりのために重要な生涯学習の中核施設として図書館があります。図書館は、地域の住民にとって最も身近な存在であり、「生きがい」や「こころの豊かさ」を得ることができ、更には地域の課題解決のための支援拠点でもあります。

また、庄内町立図書館には、先人から引き継がれてきた長い歴史があり、現在も町民に親しまれ利用され続けています。そして、多種多様な資料の収集と町民への情報提供サービスを行い、生涯にわたる学習活動を積極的に支援しています。

今後は、社会を取り巻く環境の変化や町民ニーズの多様性に対応できるよう、これまで図書館が果たしてきた役割をより一層拡充していくことが求められています。

このため、庄内町立図書館でも、本来の図書館機能の充実に加え、ビジネス支援、行政との連携、地域貢献といった、新たな付加価値を創造し、更なる活性化を目指していく必要があります。

町民本位の利用しやすい図書館づくりという基本理念のもと、「みんなが集い 学びふれあい つながる図書館」を実現するために、この基本構想を策定します。

1 庄内町立図書館の現状と課題

現在の庄内町立図書館は、大正元年11月、有志の蔵書の寄託等により、余目村立尋常高等小学校付設余目村立図書館として創設されました。その後昭和32年、余目中央公民館の一室に、専任職員2名配置の余目町立図書館として設置され、昭和54年5月には、現在の場所に、鉄筋コンクリート造一部2階建て、敷地面積1,500.5㎡、延床面積633.92㎡の施設として開館し、今日に至っています。

しかし、建設から35年余りが経過し、施設の老朽化や、スペースの狭さに伴う不便さ、地域住民のニーズの多様化など様々な問題が顕在化してきました。

館内は、高架な書架の配置に加え、書架と書架の間隔の狭さに伴う利用の不便さがある上に、蔵書の増加に伴い、開架や閉架書庫のスペースの確保が難しい状況です。

また、おはなし会が開催できる独立スペース、生涯学習講座等を受講できるような研修室や会議室もなく、館内での事業展開が困難な状況となっています。更に、視聴覚資料閲覧ブースや情報活用ができるインターネット使用ブースの設置、多目的トイレの設置、障がいのある人、高齢者、乳幼児等などへのバリアフリー対応なども極めて不十分です。

今後は、更なる拡大が望まれるレファレンスサービス※1の専用カウンターの設置や、

1 情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助。参考業務、参考調査業務ともいわれる。

子育て支援、ビジネス支援、まちづくりの支援といった課題に対応できるスペースやサービスの充実、更には庄内町の「知の拠点」として、地域が抱える様々な課題の解決を支援する課題解決型の図書館としての機能が求められています。

新しい図書館は、そのような現状の課題を克服し、かつ住民が要望するサービスや役割を提供するにふさわしい規模や機能が求められています。

2 新図書館の基本的な考え方

新図書館の基本コンセプト設定の理由

図書館は、町民一人ひとりが、心豊かにいきいきと快適な生活を営むために、読書を楽しむだけでなく、仕事や生活に必要な情報を入手したり、様々な課題を解決したりするために利用する、生涯学習の拠点です。町民の生涯学習による自己実現や地域や文化の理解・継承・発展を支援する施設として、その機能を充実していくことが求められています。

町民にとって図書館は、いつでも誰でも気軽に利用できる学びの場であり、地域情報を集積・発信する場であり、郷土の歴史や文化を未来につなぎ、次代を担う人づくりの場でもあります。

更に近年は、人々の支え合いと活気ある社会づくりに向けて、「住民参画」や「住民自治」が求められる中、就業・子育て・教育・健康・医療など地域が抱える様々な課題を解決するための協働や支援、地域の活性化を支援する情報提供サービスなど、幅広い観点から社会貢献することが図書館には期待されています。

そして、この図書館の機能を十分発揮していくための基本コンセプトを次のように設定します。

基本コンセプト

みんなが集い 学び ふれあい つながる図書館

出会いの図書館（新しい本や情報、学びとの出会い）

幼児から高齢者まで、幅広い年齢層の人々が自由に気軽に利用でき、生活や仕事に必要な情報や心の豊かさが得られる「新たな出会い」を演出する図書館の実現を図る。

頼れる図書館（レファレンスサービスや地域の情報ハブ※2としての機能の充実）

調査・相談能力を強化し、レファレンスサービスの認知度を高める。更に、社会や地域の変化に対応し、地域のきめ細やかな情報の集積・保存・発信などに努め、知的インフラとしての役割を果たし、ICT※3の活用を促進しながら「地域の情報ハブとしての図書館」機能を充実させていく。

育む図書館（「子どもの読書活動の推進」をとおして、次代を担う人づくり）

子どもの発達段階に応じた本との出会いをサポートし、乳幼児施設や学校などとの連携を深めながら、子育て支援や青少年の読書活動を推進し、次代を担う人づくりに対応した図書館としての役割を果たす。

広がる図書館（地域と連携し、社会貢献する図書館）

行政や地域の商店街・各施設・企業など多様な機関・団体と連携を進め、地域が抱える課題を解決するための支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなどを展開し、地域に貢献し、地域に広がり、地域を元気にする図書館を目指す。

誇れる図書館（次代へ歴史をつなぎ、未来に誇れる図書館）

地域の歴史や文化・伝承・風俗に関わる郷土資料の収集・保存・発信に努める。更に、図書館資料とともに地域の郷土資料等を展示するなど、郷土の歴史文化の継承・発展に寄与し、それを未来につなぎ、町民にとって誇れる図書館を目指す。

2 ここでは、地域の中で、多種多様な資料や情報・知識の中核施設として図書館が存在することを意味する。

3 Information and Communication Technology の略。情報活用においては、現在は利用者間のコミュニケーションやネットワークの重要性も指摘されている。ここでは、司書のスキルとして、学術論文のデータベースをはじめとした、深層ウェブからの情報収集力、或いは図書館間のネットワークを駆使した情報の集積等を指す。

3 新図書館の施設設備に関する基本的な考え方

(1) 立地について

新図書館の立地については、平成 22 年 5 月の庄内町立図書館協議会による「新しい図書館の建設場所について」において、次の立地場所の選定 5 項目の条件により、「現在の図書館周辺」が望ましいという答申を受けています。

- ① 子どもから高齢者までのあらゆる世代が利用する施設として、町民が気軽に立ち寄れる分かり易い場所。
- ② 交通アクセスの利便性が高く安全な場所。
- ③ 一定面積の用地確保が可能で、広い駐車場が確保できる場所。
- ④ 住家が集積しており、住民の生活動線から近い場所。
- ⑤ 将来も多くの利用者が見込まれる場所。

また、平成 23 年 2 月の庄内町議会文教厚生常任委員会による「委員会調査報告書」では、場所については次の 3 項目の条件が提示され、現在の位置を候補地とする考えが妥当であるとされています。

- (ア) 情報発信や交流の場は、立ち寄り型の性格を持つため、役場や保健センター等の公共施設が隣接し、また、学校が近く日常的に利用する施設の近隣であること。
- (イ) 少子高齢化社会を考慮し、なるべく多くの町民が集える場所であること。
- (ウ) 現在の図書館は、内藤秀因水彩画記念館と併設になっており、互いに相乗効果を保ちながら運営されている。図書館協議会の調査によれば、平成 20 年度貸出し人数で見た内訳は「余目第一学区は 26.3%、余目第二学区は 20.5%、余目第三学区は 20.5%で約 67.3%を占め、余目第四学区は 11.6%、立川地区は 9.9%、町外は 11.2%」と詳細なデータを提出している。このことから、図書館に比較的近い地域の人々の利用が多いことが分かる。また、駐車場については、役場に隣接しており共有という形で利用が可能である。敷地は町有財産であるため用地代も不要となり、財政上好ましいと考える。

以上のことから、「現在の敷地内」に新たな図書館を整備することとして、基本構想を計画します。

(2) 建築の考え方

新たな庄内町立図書館は、将来にわたり町民に永く利用される生涯学習の情報拠点として、自然豊かな田園地帯の地域特性や、隣接する役場新庁舎周辺の景観に配慮した施設にします。

- ① 人にやさしい建物にする。特に、障がいのある人・高齢者・乳幼児などの来館者が、安心安全に、快適な時間を過ごせるようなユニバーサルデザインを取り入れた施設にする。
- ② 図書館としての機能が十分発揮され、運営や維持管理が容易である施設にする。
- ③ 省資源、省エネルギーで環境に配慮した施設にする。

(3) 機能配置の考え方

図書館は、町民の情報拠点、交流拠点として、ゆとりある空間で、読書・調査・研究・研修・交流などの町民の多様なニーズに応えられる機能を有する施設でなければなりません。

庄内町立図書館の総面積としては、平成19年3月の「庄内町立図書館建設設備検討会」において2,000㎡（平屋建て）程度の提言が出され、平成23年2月の「庄内町議会文教厚生常任委員会調査報告書」においては、人口規模から1,000㎡程度が妥当という提言が出されました。

また、国の審議機関である「これからの図書館の在り方協力者会議」により平成24年に示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」における市町村の人口に基づく図書館の延床面積基準によれば、人口2万人の市町村では、1,395.2㎡が目標基準値とされています。

現在の庄内町立図書館の総面積は、633.92㎡であり、上記の各提言を踏まえ、乳幼児から高齢者まで及び障がいのある人の利便性に配慮したユニバーサルデザインや情報拠点・交流拠点としての機能を考慮した時、1,500㎡程度のゆとりある延床面積を想定し、基本構想の中でその構成要素を検討していきます。

(4) 各部屋の特色

エントランス	風除室、自動ドア、返却ポスト、雨具等の管理具、ポスターやパンフレット類が余裕をもって設置できるインフォメーションコーナー、ユニバーサルデザインの出入口
通路・階段	現在は、2階に上がる階段が入口及び図書館中央のスペースを占領しているなど、各部屋の配置の検討が求められる。通路は特設コーナー等の設置に柔軟に対応できるよう、壁面素材に配慮し、多くの本の運搬に支障のない広さにも配慮する。
カウンター	館内を見渡せるような配置をし、全体を把握する。貸出返却カウンター、レファレンスサービス専用カウンター、予約本取置き書架、図書館システムPC等の機器類を配置する。
一般書コーナー	死角の無い、高さの低い新書架で、ゆとりのある配置とする。閲覧席を拡大し、一人でも座れるコーナーも設置。カウンターから見通せる配置にする。
新聞・雑誌コーナー	誰でも気軽に、新聞・雑誌等が読める、ゆったりしたスペース。雑誌は面出し可能な書架で、購入種増加にも対応できるよう配慮する。
児童書コーナー	死角の無い、高さの低い新書架で、ゆとりある配置。乳幼児対応の「キッズスペース」（仮称）と、児童閲覧室をパーテーションで仕切る等の配慮をし、分離併設とすることも考えられる。
PC・AVコーナー	地域の情報拠点として、パソコンの整備（2台）、AV資料の視聴が可能な機器の設備が必要となる。
	多くの町民の研修の場、交流の場として多様なニーズに応えるため

研 修 室 (多目的室)	には、多目的に利用できるスペースが求められる。地域活動の活性化のための交流スペースとしても活用する。 更に、現在は乳幼児に対するおはなし会が開催できる独立した場所がないことから、おはなし会開催にも対応できるスペースとするとも考えられる。
学 習 室	従来から一般町民・小中高校生の学習スペースとして活用されている。静かな環境で自主的に調査・研究をしている町民には必要欠くべからざる空間として今後も必要となる。現在は2階部分に吹き抜けの状態で設置されており、防音措置もされていないため、座席配置や、樹脂パネルで仕切るなど遮音対応等に配慮を要する。
郷 土 資 料 室	庄内町立図書館には庄内町の財産でもある郷土資料も多く集積されているが、複写・デジタルアーカイブ化も進まず、永年保存も危ぶまれる実態にある。また、調査・研究に携わる人材配置もなく、資料の有効利用に至っていない。貴重な資料の適切な保存と調査・研究を進めるための整理・保存のための調査や研究ができるスペースと、職員体制が求められる。
資 料 展 示 コ ー ナ ー	庄内町立図書館で保存する資料を適宜公開・展示し、郷土資料を広く町民に知らせ、郷土理解の深化と郷土愛を育み、文化の継承・発展につなげる。
新刊・企画展示 コ ー ナ ー	課題解決型図書館として、ビジネス支援や行政支援コーナー等、社会や地域のニーズに合った特設コーナーを随時展開する。
カフェコーナー	多くの町民が集う施設として、軽飲食などは欠かせない状況にある。また、地域の中で本を通した語らいの場所、憩いの場所としてカフェコーナーの設置が求められる。
ト イ レ ・ 授 乳 室	男女トイレのほか、多目的トイレ、キッズトイレの新設。個室の授乳室も設置し、おむつ交換台も整備が求められる。
閉 架 書 庫	現在5万冊程度の閉架図書を所蔵しているが、保存すべき図書等の増加を考慮し、閉架には全階可動式書架の整備等、収納能力の拡張が求められ、更に適切な管理のための空調設備の導入や内装の改修が求められる。また、古典籍・古文書の収蔵方法は一般書籍とは異なるため、内藤秀因水彩画記念館の第2・第3収蔵庫内に、空調設備や可動式書架を導入し、分離設置も考えられる。
館 長 室	館長の机、来客の応接
事 務 室	職員全員がゆとりあるスペースの中で適切な事務や作業、ミーティング等ができること。来客に対する応接ができるスペースがあること。
作業室兼物置	図書の修繕のための作業ができるスペース。また、清掃用具やおはなしボランティアの備品、雑誌、新聞、各種備品等の保管をするスペースとして配慮する。

更衣・休憩室	プライバシーに配慮した職員専用の更衣室・休憩室が必要となる。
通 用 口	大量の書籍や物品の搬出入がしやすい広さが必要となる。

備考

- 1 電動車椅子等でも入館可能とするため、通路幅を十分に確保するなど、ユニバーサルデザインに配慮する。
- 2 各スペースとも、用途にあった照明や机・椅子等の配置に配慮する。

4 新図書館の運営に関する基本的な考え方

(1) 運営の在り方

庄内町立図書館は、庄内町における「知の拠点」施設として、町民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、それを促進する役割を果たす必要があります。資料を収集し、分類・構造化し、保存し、提供するという機能が基本であり、情報や知識へのアクセスをきちんと担保する必要があります。住民の「知る権利」と「遺す権利」※4を保障することは、最も重要な役割です。

その上で、利用者ニーズの多様化に対応しながら、地域が抱える様々な課題を解決するための支援や地域の実情に応じた情報提供など、幅広い観点から社会貢献する必要があります。

そのためには、様々なサービスを展開する上で、長期的視野に立った運営が必要であり、サービスの一貫性や継続性を確保するために町直営による運営を継続しながら、庄内町独自の図書館運営として、町役場庁舎の新築を契機とし、庄内町立図書館と新庁舎のスモールスケール※5を活かした連携を進め、まちづくりの課題解決のための資料や情報提供、更には連携事業の展開なども推進していきます。

(2) 内藤秀因水彩画記念館との関わり（併設型）

庄内町立図書館と内藤秀因水彩画記念館は併設のため、入口が共用されており、今後も管理・運営の観点から現状の継続が望まれています。このため、庄内町立図書館の利用者だけではなく、内藤秀因水彩画記念館の来館者にも十分な配慮が必要であるとともに、両館の相乗効果が高まるような動線が求められます。更に、併設の利点を活かした運営の工夫をしていくことも必要です。

一例として、「つちだよしはる絵本原画展」のように、図書館の図書資料と絵画の関連性を活かした事業展開等による相乗効果によって、庄内町立図書館と内藤秀因水彩画記念館の来館者の増員などにつなげることも可能となっています。

4 知る権利を保障するためには、過去のことを含め、資料に当たれば知りたいことが分かるという状態を維持し、それらの資料をきちんと遺していく必要がある。これをアーカイブスの世界では「遺す権利」という。

5 新庁舎と図書館が、東西をつなぐ敷地内道路で一体化することにより、その距離の近さを活かした連携の強化が期待される。例えば、新庁舎敷地内で開催されるイベントに、移動図書館として積極的に参加するなどの連携が想定される。

また、昨今世界的な潮流として、MLA連携(Museum=博物館・美術館、Library=図書館、Archives=文書館・資料館)が注目されています。MLA連携は、単に業務の効率化だけではなく、例えば司書と学芸員が連携し、庄内町立図書館が保有する書籍や古文書と一緒に、内藤秀因水彩画記念館で所蔵してきた作品や資料とを一緒に展示することにより、更に社会教育的効果が高まるものと考えます。

そのような観点からも、庄内町独自の図書館のあり方として、内藤秀因水彩画記念館との併設を基本とした図書館基本構想とします。

(3) 職員体制について

職員については、資格・勤務経験・研修歴等により、適切な業務分担を行い、特に専門性をもつ司書については、人材の確保とその雇用について検討し、正職員・一般職非常勤職員等として十分な人員確保が求められます。

特に、新しい図書館の場合、施設面積が広くなるという物理的側面に加え、新たなサービスや事業の展開も付加されます。そのためには、適正な職員規模の配置と、図書館ボランティアの活用も必要となってきます。

また、これからの図書館の司書は、ビジネス支援やまちづくりの支援などのサービス展開を行うためにも、図書館員としての専門的なスキルの向上だけでなく、社会全般にわたる高度な見識を持たなくてはなりません。

更に、内藤秀因水彩画記念館と併設施設であることや、郷土資料の保存・公開の必要性から、学芸員の安定した雇用、資質の向上も重要となります。

そのため、職員の研修には、全員が積極的に参加できる体制をとる必要があります。

5 新図書館構想報告までの経過

平成 19 年 3 月

庄内町立図書館建設整備検討会委員 7 名により、平成 18 年 6 月から平成 19 年 3 月まで 10 回にわたり、庄内町にふさわしい規模と特色を持った図書館のあり方について意見を重ね、「庄内町立図書館建設整備検討会・報告書」を提出した。

平成 22 年 5 月

庄内町立図書館協議会委員 7 名により、平成 21 年 5 月から平成 22 年 5 月まで 4 回にわたり、新しい図書館の建設場所について協議を重ね答申した。

平成 23 年 2 月

庄内町議会文教厚生常任委員会委員 6 名により、議会より付託された「図書館の整備について」を、平成 22 年 7 月から平成 23 年 2 月まで 21 回にわたり、協議を重ね「委員会調査報告書」として報告し、議会において審議された。

武道館整備に関する検討資料

1 経 過

武道館については、昭和 49 年 3 月に竣工し、現在、築 42 年が経過している。剣道をはじめ、居合道、空手道等の利用により、年間平均約 630 件、約 14,500 人の方々の利用がある。

【武道館の概要】

名 称	庄内町武道館
地 目	武道館用地
所 在 地	庄内町余目字猿田 87 番地
面 積	敷地面積 3,000.02 m ² 、建物面積 566.2 m ²
施 工	昭和 49 年 3 月
築 年 数	築 42 年（※平成 28 年度現在）
構 造	鉄骨（造り）、長尺鉄板（屋根）、平屋（階数）、566.20 m ² 、階高（4.500m）

2 利用状況について

定期利用団体 6 団体。主に余目中学校の剣道部が平日の放課後及び土曜日午前中を利用し、菁莪剣道スポーツ少年団（余目第三小学校）が火曜日と金曜日の夜間に利用し、同スポーツ少年団の終了後に余目剣友会が利用し、余目空手道スポーツ少年団が土曜日の午後に利用し、極真会（空手道）が月曜日の夜間に利用し、居合道が水曜日と土曜日の夜間に利用している。

また、定期利用以外に、余目剣友会が主催する試合や大会等は、町内の児童を対象とする「学年別剣道大会」を年 2 回（8 月、12 月）開催、「新年初稽古会」（元旦）、「2 時間立切試合」（2 月）、「余目剣道選手権大会」（2 月）、「昇級審査会」を年 2 回（8 月、12 月）等で武道館を利用している。

平成 27 年度の年間利用状況は、572 件、11,012 人であり、過去 5 年間の平均は 629 件、14,297 人となっている。

○ 武道館利用状況（年度別利用件数・利用者数）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平 均
利用件数	650 件	744 件	577 件	600 件	572 件	629 件
利用者数	15,071 人	16,232 人	15,143 人	14,025 人	11,012 人	14,297 人

【武道館の定期利用団体及び利用時間は、P 5「資料 1」を参照】

【定期利用団体の武道館以外の施設利用状況は、P 5「資料 2」を参照】

3 耐震診断の結果について

武道館は、平成 22 年に文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成 18 年度版）平成 18 年 5 月 19 日付け文科施指第 71 号」に準拠し、下記のとおり耐震診断を実施した。その結果は、次のとおりであり、補強による耐震性能の向上は困難との診断結果となっている。

○ 武道館の耐震診断結果

耐震診断実施	平成 22 年 1 月
請 負 業 者	株式会社 石川設計事務所
診 断 結 果	① 耐震性能は、大きく基準値に満たさない結果となっている。 ② 建物頂部に大梁ピン結合されている建物形状の複雑さから、補強の場合はラーメン主架以外のほぼ全部材を取り替える必要がある。 ③ 現況の基礎では建物重量の負担が出来ず、新規に基礎を設置すること。
	耐震性能が X 方向（桁行方向：Is 値＝0.08）、Y 方向（張間方向：Is 値＝0.28）とも大きく基準値（Is 値＝0.7 以上）に満たない結果。また、Is 値が 0.30 をも下回っていること、また、現況の基礎では建物重量の負担が出来ず、新規に基礎を設置することが必要であることから、補強による耐震性能の向上は困難である。

4 武道館の整備に関する検討について

(1) 現状における課題

- ① 屋根劣化による葺き替えが必要な状況及び耐震化を要する施設であること。

平成 28 年 4 月 30 日に、武道館の屋根の一部の破損により修繕を実施し、屋根の状況を確認した。その結果、雨漏りにより屋根の棟から軒天（軒先）までの押え金物が全面的に劣化により腐食し、下地材の傷みが進んでおり、屋根全体の葺き替えが必要な状況にある。

その一方、武道館は、上記「3」のとおり耐震補強が困難であり、改築を要する施設であることから、屋根の全面葺き替えのみの実施は、二重投資になるおそれがあり、耐震化のための改築を早期に実施する必要があると考えられる。

- ② 武道館設置当初は、柔道、剣道の練習場としてだけでなく、社会体育の場に広く利用されるものと期待されていたが、現在は剣道、居合道、空手道の利用に限られている状況にある。
- ③ 住宅が隣接しており、練習時間に窓を開けると、騒音等による苦情もあることから、冷暖房機器の設置の要望がある。
- ④ 駐車場に照明設備が無いため、帰宅時や冬期間の夜間は暗いことから、照明灯の設置を求める意見もある。

(2) 新たな施設整備に関する考え方

耐震診断の結果によると、ほぼ全部材を取り替える必要があること、また、現況の基礎では重量の負担が出来ないことから、新規に基礎を設置する必要があるという結果から「補強による耐震改修は不可能」であること。更には現在の屋根の状況を考慮すると早期の対応が必要と考えられることから、既存武道館については、取り壊し、新たに武道館を建築整備すべきものと考えられる。

① 既設の余目中学校の体育館等の代替活用

余目中学校の体育館（東体育館・西体育館）、ランチルームを代替施設として活用することについては、現在の余目中学校の使用状況を踏まえると、月曜日を除く全ての曜日が、各部活動で埋まっていることから、既存の余目中学校の体育館・ランチルームを代替施設として活用することは非常に厳しい状況である。将来的にも余目中学校の生徒数の推移は次のとおりであり、今後の状況からも、大幅な生徒数の減少は無く、部活動の数の減少が見込めないものと考えられ、代替施設として活用は難しいと考えられる。

○ 余目中学校生徒数の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	H32/H28
生徒数	483 人	477 人	436 人	428 人	397 人	82.2%

【余目中学校部活動施設使用状況（東体育館・西体育館・ランチルーム）は、P6「資料3」を参照】

② 冷暖房施設の整備等による利用拡大

本町の屋内の体育施設において、冷暖房設備が整備されている施設は無いことから、これまで武道館の課題である冷暖房設備を新たに整備し、壁面に鏡を取り付けるなどの整備を図ることにより、従前の剣道、居合道、空手道の他に、次のとおり、これまで総合体育館の児童高齢者室やアリーナで活動している団体や、高齢者などを対象にした健康づくりのための体操等が利用し易い施設となることが期待され、別紙資料の例のとおり、幅広く有効に活用が考えられる。

【整備後の武道館施設利用（例）については、P7「資料4」を参照】

ア 今後、利用が考えられる団体

- ・ すこやかサークル（総体/研修室）月2回、年間24回開催。
- ・ 保健福祉課から依頼の軽スポーツ指導（保健センター）年間30回程度開催。

イ 総合型スポーツクラブ コメッチ*わくわくクラブの利用が考えられる事業

- ・ 美、健康ピラティス教室（児童高齢者室）月2回、年間48回開催。
- ・ サンフレッシュ健康体操教室（児童高齢者室）月2回、年間48回開催。
- ・ ワンコインシェイプ教室
 - ①脂肪燃焼エアロ教室（総体/児童高齢者室）年間3回開催。
 - ②サンフレッシュ健康体操教室（総体/児童高齢者室）年間3回開催。
 - ③ボクシング型エクササイズ教室（総体/児童高齢者室）年間3回開催。
 - ④美・健康ピラティス教室（総体/児童高齢者室）年間3回開催。
- 【新規】⑤コメッチ体操教室（年間48回開催。）
- 【新規】⑥コメッチ柔道教室（年間48回開催。）

(3) 施設の規模、整備に活用できる補助事業

① 施設の規模

余目中学校剣道部の人数、その他、定期利用人数、コメッチの教室の必要な広さを踏まえ、剣道場については1階とし、試合場（14m×14mの正方形）2面と合せ、

管理室、更衣室、トイレ等を含め現状と同じく面積は 600 m²程度と考えられる。

また、現在狭隘な練習場所となっている余目中学校柔道部等のための畳敷き常設の柔道場、多目的軽スポーツ場の整備を含めた複合施設として検討する場合は、平屋建の計画とすると敷地を大きく必要とすることや、杭・基礎等の工事費の縮減を考慮する必要があること、更に剣道は天井の高さを必要としないことから、2階建てとし、2階の半面は柔道場を常設し、残り半面を多目的軽スポーツ場として活用することにより、これまで以上に町民の方々からの利用を図ることも考えられる。

【余目中学校剣道部・柔道部の生徒数は、P7「資料5」を参照】

【余目中学校柔道部の部活状況は、P8「資料6」を参照】

【立川柔道スポ少の登録状況は、P8「資料7」を参照】

○ 武道館の整備（案）

項目	床面積	仕 様	内 容 ・ 用 途 等
1 階	600 m ²	全面 床張り	剣道場（試合場 2 面（14m×14mの正方形）、管理室、更衣室、トイレ等） ※軽体操が兼用して利用。
2 階	600 m ²	半面 畳敷 半面 床張り	柔道場（試合場 1 面（14.5m×14.5mの正方形の畳敷を常設、更衣室、会議室等） ※軽スポーツ（床張り）がそれぞれ利用。

② 整備に活用できる補助事業

武道館は、現在の町地域防災計画（平成 25 年度の見直し）において「遺体の一時安置所」に指定されており、「広域避難所」ではないことから公民館等における「社会資本整備総合交付金」の耐震補強の対象にはならず、体育施設全般を対象とする「学校施設環境改善交付金」の「社会体育施設の耐震化」（補強を要する施設の耐震化に要する施設の面積に 1 m²当たり建築の単価を乗じて得たもの。補助額上限 1/3）の活用しか見込めない。

(4) 整備場所について

① 現在の場所の場合

現在の武道館の駐車場の反対側に、新たな武道館を整備することについては、余目中学校にも近く、剣道部の生徒の移動が容易であり、この点では利用しやすいものと考えられる。

② 旧余目保育園跡地等への移設の場合

余目街中の体育施設は、八幡スポーツ公園に集中させており、駐車場の共用利用、一体的管理、他のスポーツ（ウォーキング等）との連携、一般の町民の集まり易さ等を考慮すると、旧余目保育園跡地等に整備することも考えられる。

ただし、余目中学校の剣道部、柔道部の生徒にとっては、移動距離（約 800m）が生じ、雨天時、冬季間等の負担を強いることになる。

資料 1

武道館の定期利用団体及び利用時間

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
13:00	極 真 会					余目空手道 ス ポ 少	一 般 解 放 日
13:30							
14:00							
14:30							
15:00							
15:30							
16:00		余 中 剣道部	余 中 剣道部	余 中 剣道部	余 中 剣道部	居 合 道	
16:30							
17:00							
17:30							
18:00							
18:30							
19:00	菁莪剣道 ス ポ 少			菁莪剣道 ス ポ 少	菁莪剣道 ス ポ 少		
19:30							
20:00							
20:30	居 合 道	余目空手道 ス ポ 少					
21:00					余目剣友会	余目剣友会	

資料 2

定期利用団体の武道館以外の施設利用状況

団 体 名	利用時間
極真会（空手）	総合体育館 木曜日（19:30～21:00）
余目空手道スポ少	総合体育館 火曜日（19:00～21:00）
居合道	武道館以外なし。
余目中学校剣道部	武道館以外なし。
菁莪剣道スポ小（三小）	武道館以外なし。
余目剣友会	武道館以外なし。

資料 3

余目 中学校部活動施設使用状況（東体育館・西体育館・ランチルーム）

曜日	部 活 動	夜間、利用クラブ等（社会人）
月曜日	【東 体】 部活動休み	卓球クラブ
	【西 体】 部活動休み	（ママさんバレー）
火曜日	【東 体】 男子卓球部・女子卓球部・野球部	男子バレー、女子バレー
	【西 体】 男子バスケ部・女子バスケ部	（余目バスケ）
	【ランチルーム】 ソフト部 又は サッカー部	
水曜日	【東 体】 男子卓球部・女子卓球部・ソフト部	（ママさんバレー）
	【西 体】 男子バレー部・陸上部	男子バスケ、女子バスケ
	【ランチルーム】 体操部	
木曜日	【東 体】 男子卓球部・女子卓球部・ソフト部	女子バレー
	【西 体】 男子バレー部・女子バスケ部	男子バスケ、（余目バスケ）
	【ランチルーム】 野球部	
金曜日	【東 体】 男子卓球部・女子卓球部・女子バレー部	男子バレー、（ママさんバレー）
	【西 体】 男子テニス部・女子テニス部	男子バスケ、女子バスケ
	【ランチルーム】 サッカー部	
土曜日	【東 体】 男子卓球部・女子卓球部（8：00～12：00） サッカー部（13：00～16：00）	
	【西 体】 男・女バレー部（8：30～12：30） 男・女バスケ部（12：30～16：30）	
日曜日	【東 体】 男子卓球部・女子卓球部（8：00～12：00） サッカー部（13：00～16：00）	
	【西 体】 男・女バレー部（8：30～12：30） 男・女バスケ部（12：30～16：30）	

資料4

整備後の武道館施設利用（例）

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
9:00	健康福係 の健康軽 スポーツ 事業等	美・健康 ピラティス	サンフレッ シュ(体幹) 健康体操	ワコインシェイプ 教室	すこやか サークル	余目中 剣道部	コメッ ち柔道 教室	
9:30				①脂肪燃焼 エアロ				
10:00				②サンフレッシュ 健康体操		一 般 解 放 日		
10:30				③ボクサイズ 教室			余目空手道 ス ポ 少	
11:00				④美・健康 ピラティス教 室(総体/児)				
11:30							居 合 道	
12:00								
12:30							菁莪剣道 ス ポ 少	
13:00								
13:30							余目剣友会	
14:00								
14:30							余目剣友会	
15:00								
15:30							余目剣友会	
16:00								
16:30		余 中 剣道部	余 中 剣道部	余 中 剣道部	余 中 剣道部	居 合 道		
17:00		菁莪剣道 ス ポ 少			菁莪剣道 ス ポ 少	菁莪剣道 ス ポ 少		
17:30								
18:00								
18:30								
19:00								
19:30		余目剣友会			余目剣友会	余目剣友会		
20:00								
20:30								
21:00								
21:30								

資料5

余目中学校剣道部・柔道部の生徒数

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平 均
剣道部	26 人	27 人	29 人	31 人	19 人	26.5 人
柔道部	8 人	8 人	5 人	5 人	5 人	6.2 人

資料6

余目中学校柔道部の部活状況

柔道部の練習場である余目中学校の東体育館（2階 ギャラリー）は、柔道用畳が常に敷きっぱなしであるが、2階のギャラリーを活用した手狭な広さで、正式な試合場の約半分程度の長方形のため、試合形式の稽古や乱取り等の実践型の稽古は出来ない。

このため、東体育館（2階 ギャラリー）では主に「基本練習」「基礎練習」がメインとなっている。そのため、金曜日の夜間や土曜日・日曜日の練習については、立川中学校の柔剣道場（柔道場）を利用し合同練習を行っている状況にある。

曜日	部 活 動	夜 間（※希望者のみ）
月曜日	部活動休み	
火曜日	【余目中 東体/2階 ギャラリー】 15:00～18:00	
水曜日	【余目中 東体/2階 ギャラリー】 15:00～18:00	
木曜日	【余目中 東体/2階 ギャラリー】 15:00～18:00	
金曜日	【余目中 東体/2階 ギャラリー】 15:00～18:00	●【立川中学校 柔剣道場】 18:00～20:30
土曜日	【余目中 東体/2階 ギャラリー】又は●【立川中学校 柔剣道場】 9:00～12:00	●【立川中学校 柔剣道場】 9:00～16:00
日曜日	●【立川中学校 柔剣道場】 9:00～16:00	

資料7

立川柔道スポ少の登録状況

立川柔道スポーツ少年団 団員数 19 名（男女内訳 / 男子 8 名、女子 11 名）
（出身内訳 / 立川地域：11 名、余目地域：8 名）